

平成22年第22回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成22年6月10日

【開会】

【議案第1号～議案第13号審査】

- 日程第1 議案第1号 平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に
関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 日程第2 議案第2号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に
関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 日程第3 議案第3号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例制定の専決処分に
関し承認を求めることについて・・・・・・ 4
- 日程第4 議案第4号 平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・ 4
- 日程第5 議案第5号 平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第1号）・・ 9
- 日程第6 議案第6号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 9
- 日程第7 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 10
- 日程第8 議案第8号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例・・ 11
- 日程第9 議案第9号 企業立地促進条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 日程第10 議案第10号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増
加及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し
議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

日程第11	議案第11号	葛巻町地域情報化基盤整備工事の請負契約の締結に関し議決を 求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第12	議案第12号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	17
日程第13	議案第13号	指定管理者の指定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	18

平成22年第22回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (輝くふるさと常任委員会)						
告示年月日	平成22年5月20日(木)					
招集年月日	平成22年6月9日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年6月9日～平成22年6月14日 6日間					
会議の月日	平成22年6月10日(木) 開会10時00分 閉会11時01分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	5 番	山岸 はる美		8 番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

あいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の審査日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に日程第2、議案第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず最初に、たばこ税の関係でお伺いをいたしたいと思います。

今回90条の2の関係で改正になってございます。これは3級品の紙巻たばこの分と、それから附則の第16条の2では旧3級品のたばこが、それぞれ引き上げになってくるようでございます。この改正によってですね、どのくらいの3級品、旧3級品別に分けられれば増とってくるのでしょうか。10月からというふうな施行月日のようでございますが、そういったような場合には、増がどのくらい見込めるものか。当初予算で単純にこの差額分が計算できる内容のものかどうか。それからまた、現在の予算措置額に対しての予算措置等はどのようなお考えになってくるのでしょうか。

それから、もう1つには127条関係ですが、国民健康保険税関係で、今回課税限度額が引き上げになるわけでございます。通常の方では470,000円から500,000円ということで、30,000円の引き上げになってくるというふうなことでございます。これと、そ

れから後期高齢者の支援、この課税限度額が120,000円から130,000円、10,000円の引き上げ。この2つです、限度額の引き上げによって、改正による対象になる世帯数、それから金額がどのくらいの増になってくるのか。

それで、課税限度額がこのように上がることによって、現在課税されている状況の中で、未収等の心配等はどのようなお考えを持っているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

始めにたばこ税の関係でございすけども、このたばこ税は当初予算のとき、10月から値上がりをするというような情報等がございまして、今の現予算では10月から上昇するというようなこと等がある程度想定して当初予算を組ませていただいでございす。そういうあれで、21年度の当初予算が31,470,000円ということで、今現在が33,690,000円ということで、7パーセントほどアップというようなことを見込んでおります。一時的には買い求めが少なくなると思っておりますけれども、徐々にまたある程度の、税率が上がっておるものですから税収に跳ね返るのではなからうかなと思っております。そのような関係で、たばこの製品当たりによれば1本5円程度の見込みというようなことの試算があるようございすけども、そのような税額の見込みをしてございす。

それから、国保の限度額の関係でございすけれども、470,000円から500,000円に30,000円上がるというようなことに対するものが12件ほど、今の試算であれば見込まれるようございすけども、その中で増税になる方が6件ほど出るというようなことで、これに30,000円というようなことになろうかと思ひますし、また、後期高齢の関係でございすが、21件ほどが該当するのではなからうかなと思ひてございす。

そのような中で増税がなされる、増になるわけでございすけれども、その収入の対策といたしましては、高額の方々、所得がある方でも、かなり税額が大きくなるものですから、納めていただくには非常に高額でご苦勞なさると思ひますけども、やはり意を持って説明をしながら徴収に当たってまいりたいと思ひております。そのような関係で、徴収対策本部等を通じながら、協議をしながら進めてまいりたいと思ひてございす。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今のたばこ税のことでは、ちょっと理解しづらかったので再度お伺いをいたしたいと思ひておりますが、そうしますと、この現行予算31,710,000円ほど予算措置なっているわけですが、合計で31,470,000円ですよね。そうしますと、増額というふうな形の

補正はないというふうな理解でよろしいのですか。

積算根拠はあくまでも、例えばこの3級品の方では3,298円の現行単価で積算しているわけです。例えばこれが売れなくなるとすれば、本数の方で調整せざるを得ない単価になってくるのではないのかなというふうに私は考えるのですが、その辺がちょっと分からなかったので、再度その内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

それからまた、国保の課税限度額についても、引き上げでございますので、こういったような部分については対象となる方々にも十分理解をいただくような工夫も必要ではないのかなと思います。そしてまた、ご協力をいただきながら、この引き上げ等の周知を図っていかなければならないだろうと思っておりますが、その点について再度お答えをいただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

新年度の予算編成の際にたばこ税の議論がなされ、10月1日からは上がるというふうな、すでに情報が入ってございまして、当初予算を編成するに当たりましては、その情報を基に1年の予算をとということで、10月から上がることを見込みながら予算見積をさせていただきまして、今後の動向を見なければ税額は確定しないわけではございますけれども、今現在におきましては1年の予算というふうなことで予算措置をさせていただいてございます。

それから、国保の高額の件につきましても、確かに今非常に景気低迷、また、いろいろな面で収入が限られている中ではございますけれども、やはり高額、所得があられる方、資産があったり、所得があったりというようなこと等が税率に反映されておりますので、そういう方々にも、高額であるわけではございますけれども、扶養扶助の精神、納税のご協力というようなこと等をお願いをしてみたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に日程第3、議案第3号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に日程第4、議案第4号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず最初に6ページの繰越金についてお伺いをいたしたいと思います。

今回3億円ちょっとほどの繰越金がこのように計上になっておりますが、20年度の繰越金、前年度の繰越金で210,000,000円なにかの繰り越しがあるわけですが、そうしますと90,000,000円近い繰り越し、前年度対比で出てきていると、その要因などは、どのような要因によって3億円の繰り越しが出たのかなというふうなことを、その内容についてお伺いをいたしたいと思います。

また、7ページの基金管理費の公共施設等の整備基金でございますが、今回1億円の積み立てになってございます。たしか、この基金条例が整備されたのは21年度、前年度でございます。そういたしますと、この資料の中にも出てきておりますけども、21年度分では350,000,000円ほどの基金の積み立て、今回の1億円をプラスいたしますと、予算では2億円足されますから、550,000,000円ほどの予算措置というふうな感じになってくるわけでございます。この1年ちょっとで多額の、こういったような基金が積み立てになるというふうな形になるわけですが、具体的な名称とか、何の目的、そういったようなことが示されないと私は感じておりますけども、こういったような、やはり急激に積み立てをしていく部分については、やはり何らかの意思表示があつてしるべきではないのかなと、このようにも思っております。非常に、このように苦しい

財政、苦しい財政と言いながらも、こういったような基金にきちっと積み立てできる財政内容になっておりますから、余計にそういったような、使用目的とするような理由付けが私は必要なような感じがいたしますが、その使途目的等についてははっきりしたことも、議会側の方にもお知らせをしていただき、このような形にやっていただければ分かりやすいなと思うのですが、その辺のあたりはいかがなものでしょうか。

それから8ページの関係で、乳幼児等予防接種の関係の委託料等が計上になってございます。これは昨日の説明では、個別の接種の方に切り替えるというふうな形になっているわけですが、集団接種から個別接種というふうなお話を伺ったような感じがしておりますが、葛巻病院での、こういったような個別接種を図っていきたいというようなことのように受けましたけれども、この個別接種する長所、あるいは集団接種する短所、こういったような部分については、どのようなお考えになっているのでしょうか。

また、葛巻病院の受け入れ態勢の方については、どのような形になっているのでしょうか。

また、この予防接種等すべてが葛巻病院の方に収入になると見込まれておりますならば、葛巻病院での方の予算計上の仕方はどのような関わりが出てくるのでしょうか。まず最初に、その点について伺います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは繰越金の関係についてのお尋ねでございます。平成20年度の繰越金が212,153,000円でございます。今年度が306,916,000円となっておりますので、差し引きでは94,763,000円の、前年度対比で増となっているところでございます。

内容といたしましては、平成20年度から21年度へ繰り越しました情報基盤整備事業180,000,000円の予算でございましたが、こちらの方が最終的に65,000,000円の入札の減となっております、それが、そのまま今回の繰り越しとなったものでございます。そのほかでございますが、昨年度新型インフルエンザの対策で7,000,000円ほど予算措置をいたしました、7,000,000円ほどの残がございましたが、年間を通じた対応ということで、補正減をしないでそのまま予算額等を維持してございましたが、その部分が7,000,000円。それから、えさ高騰対策、畜産の関係でございますが、こちらの方も年度を通じた対策ということで、最終的には7,700,000円ほどの不用額が出ております。また、除雪費の関係では8,500,000円ほど不用額が最終的には出てございまして、そうした例年とは違う部分の要素等がございまして、90,000,000円を超えるような、前年度に比べまして、超えるような内容となっているところでございます。

公共施設の関係については副町長の方から答弁申し上げます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

基金についてのお答えを申し上げますが、今回公共施設の整備基金にいたしまして、今お話ございましたように、今回の補正を含めまして550,000,000円ほどになっておるところでございますが、これについてのご質問でございますが、現在想定される行政課題といたしまして、各分野の課題も抱えているわけでございますが、特に財政負担の伴う大きな課題といたしましては、公共施設が40年代後半から整備されておまして、築後40年近くになっておるとい施設が多いということ等がございます、その中でも特に葛巻病院、あるいは養護老人ホーム等の施設整備、施設の設備につきましては、大変老朽化も進んでいるというような状況にもなっておるところでございます。全体的に、そういう老朽化といいますか、一定の年数も経過しておりますので、そういう状況にあります。

そういう中で、目的を明確にしながら進めるべきというご意見でございますが、現在課題を想定しながら、一定の基金の積み立てをしている状況でございますが、今後やはり今お話申し上げますように、大きな課題でもございますので、住民の意向ということ等も踏まえながら、具体的に示しながら取り組んでまいりたいと思っておりますが、現在は今後行政課題として想定される部分を基金として、公共的な整備基金ということで積み立てをさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（ 高宮一明君 ）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 野表壽樹君 ）

集団接種から個別接種というふうなことで説明したいと思います。

現在葛巻病院の小児科では、毎週月水金の日日に朝から受診しているというふうな状況でございます。また、近年では共働きという家庭が増えているということですので、保護者の利便性の確保という観点で、保護者がその接種日を、都合のいい日を選んで接種できるというふうなことで、このような個別接種に切り替えていくというふうなものでございます。

なお、これにつきましては周知と併せて今までどおりその時々、時期時期の接種勧奨の通知は行っていくというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（ 高宮一明君 ）

病院事務局長。

病院事務局長（ 鳩岡修君 ）

予防接種の予算の関係でお答えいたします。

これまで集団接種の場合に材料費、材料の購入につきましては健康福祉課で負担し、

その診察料、診療に当たる部分を委託料として頂戴しておった部分でございますが、個別接種という形になりますことから、材料費も含めて委託料として頂戴するというような予算処理になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず基金の関係でございますが、想定される課題に向けてというふうなことでございますが、積み立ての金額が大きくなればなるほど、やはり想定される課題もきちっとした形で表示していただかなければ、なかなか理解されないのではないかなど、私はそのように思っております。

こういったような、どちらかといえば、これまでは大まかなつかみ方なのでございますが、いずれ町の建設計画等の関係も、当然にこういったような部分については関係になってくると思われますので、やはり金額が大きくなればなるほど、住民の方々も関心度がすごく高いわけです。町の550,000,000円という金額は、もう予算の1割以上にも当たるわけで、過去にない、こういったような積み立ての経過があるわけでございますので、この辺のところは十分内容検討されたうえで、こういったようなものに、まず優先課題があるのか町当局の方では示していただきながら、町民の方々にも十分理解をいただけるような形での積み立てであれば、非常に理解しやすいなというふうなことでございますから、この点についてもう一度お答えいただきたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今ご意見をいただきましたが、これらを踏まえながら、町の方としても速急に整備計画といいますか、そういう部分等も検討しながら、そしてまた、住民の意向等も踏まえながら今後進めてまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

同じページに55周年の関係があります。

当初予算の段階では、まだ決定しておらなかったけれども、その後に計画されたものを今回予算措置したということの説明でありましたけれども、どんな事業を計画し、どんな中身を実施していくのか、その点をお伺いいたします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えいたします。

1つには山ぶどうサミットがございます。これにつきましては県と町が主催ということで、盛岡振興局、あるいは県北沿岸振興局、宮古振興局等からも参加をしていただくような形で進めているところがございますが、そういった山ぶどうサミット、6月に実行委員会等が立ち上がっている状況がございますが、県の方におきましても6月に予算措置をするということで、町も今回予算措置をお願いしているところがございますが、そういった山ぶどうサミットの関係、それから岩手太鼓フェスティバル、これも秋に開催、11月に開催予定でございますが、そういった部分につきましても葛巻で開催が決まったというようなこともありまして、過去にも開催した例がございますが、そういったもの等を勘案しながら、町としても支援をしてまいりたいというようなことで措置をしたもの等が主な内容となっておりますのでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

8ページの家畜伝染予防事業費についてお伺いをいたします。

今回消石灰の塗布機931,000円ありますし、消石灰等の購入があるようではありますが、その事業内容についてお話をいただきたいと、このように思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

家畜伝染予防費でございますが、今回口蹄疫対策として各種事業を展開しておるところでございますが、さらに消石灰をですね、各農家の牛舎回りに散布することを行いたいと思ってございます。そのための消石灰噴霧器でございますが、今までの動噴等とは違いまして、消石灰は粒子が大きいのだそうです。それで、そのまま今までの動噴を使いますと、すぐ、もう1回で故障といいますか、使えなくなるということで、今回機械を新たに2台ほど導入して、これに取り組みたいと思ってございます。

そのために消石灰、1戸当たりになりますと、5袋ほど必要になるようでございますが、そういった関係での予算措置をお願いしたところでございます。以上です。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第5号、平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

この育児休業をですね、現在職員の方々がどのような取得状態になっているのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

また、今回この条例で新たに追加されております第2条の2の関係について、もう少し詳しく説明いただければ大変ありがたいなと思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えいたします。

育児休業の取得状況でございますが、資料16年以降でございますが、12名が取得をしております。この間取得されなかった方は5名くらいでございますので、4分の3程度の方が何らかの形で育児休業を取っております。期間的には、短い方で3か月、長い方で10か月程度の期間となっているところでございます。

次に第2条の2の関係でございますが、こちらは人事院規則で定める期間を57日とするという簡単な規定となっておりますが、出産後8週間は、出産された職員には産後の休暇というふうになりますが、その間に夫が、大変な時期だからこの間だけ育児休業を取りたいという形で取られた場合に、その後また何らかの事情で取りたいといった場合に、3か月間期間がないと取れないとか、そういう規定がございますが、その再度の育児休業が取れる場合というような規定がございますが、その場合の、この57日間は条例で定めてくださいということになっております。産後の休暇が8週間でございますので、8週間×7日ということで、 $7 \times 8 = 56$ 日ですが、それに1日を加えた日以内で育児休業を取った場合には、その後再度、状況等によって育児休業の取得ができるという、そういう規定でございます。よろしく願いいたします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この育児休業条例については十分に職員の方々が有効活用を図って、育児しやすい条例になっているというふうに理解してもよろしいのですね。

それからまた、先ほどの第2条の2の規定によりますと、出産後8週間休んだ後も引き続きとか、そういうようなことで取りやすいような規定になったというふうなことでの理解でよろしいでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今ご指摘のとおりであろうかというふうに考えているところでございます。

育児休業をした場合には、反面給料が出なくなるというデメリットもございますので、そうした中で個々の職員がどれだけの期間を育児休業取得するかということを考えながら取られているのではないかなというふうに考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号は、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

1点だけお伺いします。

今回、いわゆる雇用者の人員要件を緩和するとか、あるいは補助率を引き上げるとか、そういったことで積極的な企業誘致とか、そういったものに向けての条例改正というふうに感じますけども、これまで当局の町長、副町長、いろいろと企業誘致に関しては努力をされてきたと思います。こういった企業立地の条件が緩和されることにより、多少の明るい方向性が見えてくるものなのかどうか。あるいは、これだけでは足りないとか、やはり町独自で何か思い切った策を講じなければ現実には難しいとか、そういった感覚的なものはどのようにお考えなのか、お伺いします。

委員長 (高宮一明君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

ご質問にお答えいたしますが、今回の改正につきましては、県の方もそうなのでありますが、どうしても投資的な部分を控えているといいますか、そういう企業が多くなってきているというようなこと等もございまして、その引き下げ、その基準を緩和するというような形に、県の方の考え方もそうなわけですが、町といたしましても、実情を見ました場合に、どうしても10人以上の新規の雇用、あるいはそういう状況の実情といたしまして、かなり誘致するにも厳しい状況にあるのも現実でございまして、そういう中で、雇用の場の確保という観点を重視いたしまして、今回小規模の企業等を誘致できるように、町としても一部単独の部分もございまして、積極的にその整備を図りまして、誘致を図るといような考え方で今進めておるところでございまして、いずれ新規雇用の拡大という部分が最重要課題と、このように捉えておるところでございまして、今回そのような整備を図ったところではございます。

委員長 (高宮一明君)

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

今の質問でも、厳しい雇用情勢等から今回の、このような条例を附則で改正した形で

の、このように優遇措置を図りたいというふうなことが言えると思っておりますけれども、まずこの適用ですね、2年間の時限立法、条例とした理由は何でしょうか。また、この優遇措置を講じて企業立地の促進が図られれば、それに越したことはないのですが、現時点でこの適用を受けるような企業等の見通しと申しますか、現在進めている交渉、そういったような見通しについてはいかがなものでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の改正の2年間と申しますか、その24年の3月までという期間を設定いたしましたのは、今回県の制度改正に併せての期間ということで、24年の3月までということにしておるところでございます。

それから、もう1点でございますが、今こういう制度改正に併せて、そういう該当する企業と申しますか、そういうご質問でございますが、現在その地場産材の、さらに付加価値を高めてという部分が今回課題でもございまして、そういう中にカラマツの集成材を活用した、関東方面での住宅の建設等を進めていただいておりますが、そういう中に、その製造ラインの効率的なという部分等も課題があったわけでございますが、そういう中に、具体的にまだ町の方にこういう計画でというお話はございませんが、その計画等を現段階で集成材工場等の整備の考え方があると、このようには伺っております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず時限立法の関係でございますが、雇用情勢が混とんとしておりますので、このようなものが2年間で解決できれば、それに越したことはないわけでございますが、雇用情勢が引き続き現在のようになりますと、なかなか、こういったような今回の特例も、その後は受けられなくなってくるというような実情もございまして、2年間やっただけのことではございますが、県の制度だけに併せることなく、この内容をもっともっと吟味したうえで、何と申しますか、施行するように望むものでございまして、県がやったからというような形ではなくて、町独自のこういったような企業立地の優遇措置も私は図っていかねければ、県の制度以上にやはり良い体制にもっていかねければ、なかなか町への誘致が図られないのではないのかなというふうに思っておりますので、県の制度というふうな、併せることなく、そういった観点も必要と思うというふうなことを申し上げたいわけです。

それから、はっきりはしていないが、そのような話も聞いているというふうなお話でございますが、できる限り、こういったような要件に合うような企業の立地を、この企

業側の方にもお知らせをいただきながら、町内に工場の誘致をぜひ図るような施策を皆さん方の方からPRなどをしていただければ、私は大変ありがたいと思うのですが、この辺のところについてももう一度お願いいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

期間の関係でございますが、今回はとりあえず県の方も制度改正しましたので、それに併せておりますが、期間の延長等につきましては、今委員おっしゃるとおり企業の動向、あるいは雇用情勢というのをしっかりと捉えながら、継続等についても判断してまいりたいと、このように思っているところでございます。

そしてまた、今回の制度改正に伴いまして、小規模の企業のこれまで、何と申しますか、対象にならなかった分野でございますので、今後この制度を十分にPRしながら、誘致に向けて努力してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号、企業立地促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第10号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第11号、葛巻町地域情報化基盤整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

1点だけお伺いしますけども、いよいよ公共ネットワークから、加入者系のネットワークに移行すると、工事が進むということで、順調にきていると思います。間もなく、これが始まると加入者との、業者があつてですね、何といいますか、いろいろと契約等も結んでいかなければならないわけですけども、最終的に加入者が何パーセントになったのか。

そして、これから地デジ対応等に向けて、まだまだ情報が不足して不安だという方がいっぱいいらっしゃいます。これから、どういうふうに、それを説明する機会を設けていくのか、そのあたりについてお伺いします。

委員長 (高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

加入率についてのご質問でしたが、3月末までのということで、数的には、ほぼ95パーセント以上の方から加入申込等をいただいておりますが、まだ個別、具体的に何件という部分は今精査等、その後も不在の方とか、どうしても、それまでに事情があつて出せなかったという方も、まだ、まいつている部分もございまして、その辺の整理をしているところでございます。そういう状況でございます。

すみません、あの方の方は、ちょっと聞いていなかったものですから、もう一度お願いいたします。

委員長 (高宮一明君)

橋場委員。

橋場清廣委員

いよいよ、これが進むとですね、夏ころからは加入者との実際に接触が始まって、どういった、実際に工事の内容等、あるいは契約も含めて改めて進んでいくわけですけども、その際に地デジの理解がですね、まだまだ高齢者の方は特に不安だらけなのですよね。したがって、それを工事と一緒にいろんな機会を捉えて説明する機会を設けてあげるべきだろうと、そのように思います。したがって、とりあえず自治会とか、いろんな地域での説明会はあったわけですけども、まだまだ理解していない、できていないのですよ、実際は。これから実務的に動くわけですので、今後そういった情報提供をどのように考えているのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

大変失礼を申し上げました。

今後各世帯に光ファイバーを敷設する工事に入ってまいります、そういった中では個人の敷地に立ち入っての、あるいは住宅の中に入っている工事というふうになりますので、基本的には不在のときに工事をするということにはなりませんので、家族の方とか、そういういらっしゃる中で、ちゃんと身分証明書等を携帯しまして、こういう工事に来ましたという前提で了解をいただいて、中に入って工事等をするということになりますので、その際にいろいろ接触といたしますか、そういう分からない部分の相談とか、そういうことにも対応しながらですね、工事ができるように考えているところでございます。

このほかにも今イベント等を通じましてデジサポですか、そういったものを、こちらで開催するという機会も、イベント等の場合にも、これからはまだ随時開催をしてまいりたいというふうに考えておりますし、いろいろな機会、12月、1月に向けて、そういった機運がかなり町民の皆様からも高まってまいりますので、それに応じた対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

この議案資料の中で、事業概要の中でサービス内容が載っております。この中で放送の中で、ラジオの関係なのでございますが、このラジオについては、いわゆる固定のラジオ、それからまた、移動のラジオは含まれないというふうな形になるのでしょうか。そうしますと、車などでのラジオはこれに該当しないので、従来どおりの雑音が入った、あるいは聞こえないというような、葛巻での難視聴の部分については、移動の分では解

決されないというふうなことになるでしょうか。

それから、次に通信の部分での超高速インターネットの関係なのでございますが、この利用見通しについては、どのような申し込みになっているのでしょうか。内容についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ラジオの再送信の関係でございますが、基本的にこちらの方は光ファイバーを活用した再送信ということになりますので、線のつながった状態でなければラジオ視聴、テレビと同じでございますが、できないものでございますので、そういった部分では今ご指摘いただいたとおりの部分でございます。それ以外の車ですとか、屋外での対応というふうなことににつきましては、また別途な対応が将来的には考えていく必要があるものというふうに思っているところでございます。

それから、高速インターネットの関係でございますが、加入申込に併せまして、インターネットの申し込みといいますか、加入を希望するかという、これは意向的な調査でございましたが、これにつきましては大体50パーセントの方々から入りたいというふうな意向をいただいているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号、葛巻町地域情報化基盤整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第12号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第13号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1点だけお尋ねをいたします。

この指定管理者の選定に当たっての選定方法はどのような形でなされるでしょうか。

委員長(高宮一明君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長(荒谷重君)

選定方法でございますが、公募による選定を行っております。

委員長(高宮一明君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩します。

当局の方々は退席しても結構です。

なお、このあと第4会議室において要望書について審査を行いますので、移動願います。

(第4会議室へ移動)

(休憩時刻 11時01分)